

証券コード 5852  
平成27年6月2日

株 主 各 位

(本店・本社所在地)  
愛知県豊橋市三弥町中原1番2号  
(東京本社所在地)  
東京都中野区本町二丁目46番1号  
株式会社 **アーレスティ**  
取締役社長 高 橋 新

### 第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月17日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

#### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年6月17日（水曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3～4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号  
株式会社中野サンプラザ 13階コスモルーム  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第94期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ahresty.co.jp>）に掲載させていただきます。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことよってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月17日（水曜日）の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（”なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 機関投資家の皆様は、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

議決権行使ウェブサイトに関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027 （受付時間 午前9：00～午後9：00、通話料無料）

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引上げ以降、個人消費や生産活動の弱さが続いたものの、第4四半期以降、個人消費の底堅い動きや企業収益の改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いております。海外においては、アメリカの景気は着実に回復しており、アジアでは中国の景気は緩やかに拡大し、インドの景気は底ばい状態から持ち直しの動きがみられるなど、世界の景気は一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復しています。

このような環境の中で、当社グループではグローバルでのダイカスト需要増に対応するため、北米及びアジアの生産能力拡充を進めました。

当連結会計年度の業績については、売上高は138,727百万円(前期比9.4%増)、営業利益は2,521百万円(前期比43.3%減)、経常利益は1,622百万円(前期比59.6%減)、当期純利益は1,054百万円(前期比83.2%減)となりました。

当連結会計年度の事業別の売上高内訳は下記に示したとおりであります。

#### 事業別売上高

| 事業区別        | 売上高       | 売上構成比率 |
|-------------|-----------|--------|
| ダイカスト事業 日本  | 63,226百万円 | 45.6%  |
| ダイカスト事業 北米  | 40,654    | 29.3   |
| ダイカスト事業 アジア | 27,584    | 19.9   |
| アルミニウム事業    | 5,015     | 3.6    |
| 完成品事業       | 2,245     | 1.6    |

#### ダイカスト事業 日本

国内では、主要顧客である自動車メーカーにおいて、消費税率引き上げの影響による国内販売の減速が続いているものの、円安を背景に北米市場向けを中心とした生産及び輸出は好調を維持しています。当社においてもこれらの影響を受け、受注量はほぼ前年と同水準であるものの、主に地金市況の影響により、売上高は63,226百万円（前期比1.6%増）となりました。収益面においては、生産設備の減価償却費の増加及び賃上げに伴う労務費の増加等により、セグメントの利益は3,230百万円（前期比11.6%減）となりました。

#### ダイカスト事業 北米

北米では、アメリカでの好調な自動車販売の影響を受けた受注の増加、部品の新規立ち上がり、地金市況の影響などに加え、円安基調にある為替換算影響等により、売上高は40,654百万円（前期比19.9%増）となりました。収益面においては、アメリカ工場の生産性低下等の影響により、セグメントの損失は1,295百万円（前期はセグメントの利益509百万円）となりました。なお、アメリカ工場における生産性改善等の施策は計画どおりに進捗しており、第4四半期の収益は改善が進んでおります。

#### ダイカスト事業 アジア

中国では、主要顧客である日系自動車メーカーの販売情勢等により、一部で当初の見込みから受注が減少したものの、新規部品の量産本格化や、円安基調にある為替換算影響等により、売上は増加しました。この結果、アジアでの売上高は27,584百万円（前期比14.3%増）となりました。収益面においては、当初計画には至らないものの、主に増収による増益効果で中国合肥工場が黒字化したこと等により、セグメントの利益は662百万円（前期比268.1%増）となりました。

## アルミニウム事業

アルミニウム事業においては、販売価格の見直しにより、売上高は5,015百万円（前期比7.7%増）となりました。収益面においては、販売価格の見直しと原価低減活動による効果等により、セグメントの利益は5百万円（前期はセグメントの損失6百万円）となりました。

## 完成品事業

完成品事業においては、主要販売先である半導体関連企業のクリーンルーム物件や通信会社のデータセンター向け物件等の受注により、売上高は2,245百万円（前期比21.5%増）となりました。収益面においては、主に増収による増益効果によりセグメントの利益は83百万円（前期比25.5%増）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（金型を除く）の総額は9,841百万円であります。

ダイカスト事業における設備投資の総額は9,631百万円であり、その主なものは生産設備であります。

#### イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

|         |     |                           |         |
|---------|-----|---------------------------|---------|
| ダイカスト事業 | 北米  | アーレスティウイilmington CORP.   | 生産設備の増設 |
| ダイカスト事業 | 北米  | アーレスティメヒカーナS. A. de C. V. | 生産設備の増設 |
| ダイカスト事業 | アジア | 広州阿雷斯提汽车配件有限公司            | 生産設備の増設 |
| ダイカスト事業 | アジア | 合肥阿雷斯提汽车配件有限公司            | 生産設備の増設 |
| ダイカスト事業 | アジア | アーレスティインディアプライベートリミテッド    | 生産設備の増設 |

#### ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資に対する資金調達は、主として主要金融機関からの借入金と自己資金によって行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第91期<br>(平成23年度) | 第92期<br>(平成24年度) | 第93期<br>(平成25年度) | 第94期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年度) |
|----------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)                              | 103,800          | 105,887          | 126,783          | 138,727                       |
| 経常利益 (百万円)                             | 888              | 711              | 4,012            | 1,622                         |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)                 | 1,420            | △167             | 6,272            | 1,054                         |
| 1株当たり当期純利益金額又は<br>1株当たり当期純損失金額 (△) (円) | 65.87            | △7.76            | 287.10           | 40.85                         |
| 総資産 (百万円)                              | 105,208          | 110,752          | 137,233          | 148,831                       |
| 純資産 (百万円)                              | 35,414           | 39,335           | 54,592           | 62,103                        |
| 1株当たり純資産額 (円)                          | 1,639.10         | 1,820.70         | 2,110.89         | 2,400.55                      |

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会社名                       | 資本金           | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容     |
|---------------------------|---------------|----------|-------------|
| 株式会社アーレスティ栃木              | 300百万円        | 100.0%   | アルミダイカスト製造業 |
| アーレスティウイلمントンCORP.        | 33,600千米ドル    | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| 広州阿雷斯提汽车配件有限公司            | 543,326千中国元   | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| アーレスティメヒカーナS. A. de C. V. | 1,163百万ペソ     | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| 株式会社アーレスティプリテック           | 100百万円        | 100.0    | 軽金属加工業      |
| 合肥阿雷斯提汽车配件有限公司            | 476,779千中国元   | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| 株式会社アーレスティ山形              | 151百万円        | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| 株式会社アーレスティ熊本              | 150百万円        | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |
| アーレスティインディアプライベートリミテッド    | 4,300,000千ルピー | 100.0    | アルミダイカスト製造業 |

(注) 前連結会計年度において重要な子会社としていた株式会社アーレスティダイモールド浜松は、重要性の減少により重要な子会社に該当しないこととなりました。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要事業であるダイカスト事業においては、中長期的には新興国を中心とした自動車需要の増加、先進国における需要回復、軽量化によるアルミダイカスト採用増によりグローバルでのダイカスト需要は拡大していくものと見込まれます。一方、国内においては、少子高齢化等に伴う国内自動車販売の減少、足下の円安相場等による国内生産回帰の動きが一部で見られるものの、海外での自動車需要の増加には現地生産で対応するトレンドは変わらないと想定されることから、国内ダイカスト需要は横ばい又は縮小するものと予想されます。アルミニウム事業においてもその主な需要先がダイカスト事業と同一業界であることから同様に推移するものと見込まれます。完成品事業においては、国内での大幅な需要増は期待できないものの、海外における需要増が見込まれます。

このような環境下において、当社グループの長期的な経営の方向性を示した「10年ビジョン」では「ダイカストを核としたグローバルTOP企業」となることを基本方針に、「ものづくりを究め、ものづくりを進化させる」ことをスローガンとしてあるべき姿を描き、具体的な指針・手段として方針を定め展開してまいりました。この10年ビジョンではグローバルTOP企業となることを目指し、海外における事業拡大を行ってきたものの、急激な成長に伴う生産トラブル等により安定した収益を継続できなかったこともあり、当連結会計年度中に、新10年ビジョンを「信頼を究めよう 2025」と改定し、「お客様からの信頼No. 1」「グローバルで車の軽量化に役立つ」「売上高2000億円+ $\alpha$ 」をありたい姿とし、お客様からの信頼を究めつつ、安定して持続的に成長していくための基本戦略を事業戦略、機能別戦略、マネジメントの取組みとして決めました。

現在の中期経営方針は、「1315 3カ年アーレスティ方針」であり、ものづくりに焦点を当てたものですが、新10年ビジョンでも「信頼を究める」ための手段として「ものづくりを究める」ことに変わりなく、この中期経営方針の最終年度である2015年度の方針に新たに策定した「信頼を究めよう 2025」を達成するための基本戦略のうち早期に取り組むべきものを追加するなどの見直しを行っております。

グローバル需要が拡大していく中で、安定して持続的に成長できるように、中国・北米を中心とした海外ダイカスト事業の拡大を進めると共に、次の4つを柱として信頼を究めることと、ものづくりに焦点を当てた方針を全従業員が積極的に活動し、計画達成を目指して全力で取り組んでおります。

- ① 最善なものづくりの追求と共有  
 主な施策： 現場と設計が一体となったものづくりの再構築、全拠点で同一の品質・生産性の実現
- ② ものづくりの現場で活かす技術開発  
 主な施策： ものづくりを究めるための技術ロードマップに基づく施策、パートレイン以外の市場の開拓
- ③ ものづくりを支える人づくり  
 主な施策： 実践に裏づけされたスキルを持つ人づくり、3現・2原に基づいた活動ができる技術者の育成
- ④ 健全な利益追求  
 主な施策： 収益力向上による持続的な企業成長と成長市場への展開、業務の効率化、投資効率の高い加工設備構想の実現、工程別・課別コストの見える化による収益管理レベルの向上

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

| 事業区分     | 事業内容                                                                          |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ダイカスト事業  | アルミニウム合金を主材料とするダイカスト製品、金型の製造・販売をしております。ダイカスト製品は、自動車部品、汎用エンジン部品、産業用機械部品等であります。 |
| アルミニウム事業 | アルミニウムの合金地金の製造・販売をしております。                                                     |
| 完成品事業    | 建築用床材料等の製造・販売をしております。                                                         |

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

|   |   |                                                                                                                                                            |
|---|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 | 社 | 愛知県豊橋市                                                                                                                                                     |
| 工 | 場 | 東松山工場（埼玉県比企郡滑川町）<br>熊谷工場（埼玉県熊谷市）<br>東海工場（愛知県豊橋市）                                                                                                           |
| テ | ク | ニ                                                                                                                                                          |
| カ | ル | セ                                                                                                                                                          |
| ン | タ | ー                                                                                                                                                          |
| 営 | 業 | 所                                                                                                                                                          |
|   |   | 愛知県豊橋市                                                                                                                                                     |
|   |   | 東京本社（東京都中野区）<br>栃木営業所（栃木県下都賀郡壬生町）<br>関東営業所（東京都中野区）<br>厚木営業所（神奈川県厚木市）<br>東海営業所（愛知県豊橋市）<br>名古屋営業所（愛知県安城市）<br>関西営業所（大阪府吹田市）<br>大阪営業所（大阪府吹田市）<br>熊本営業所（熊本県宇城市） |

② 主要な子会社の事業所

|         |     |   |   |   |   |   |   |   |               |
|---------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---------------|
| 株 式 会 社 | ア   | ー | レ | ス | テ | ィ | 栃 | 木 | 栃木県下都賀郡壬生町    |
| 株 式 会 社 | ア   | ー | レ | ス | テ | ィ | 熊 | 本 | 熊本県宇城市        |
| 株 式 会 社 | ア   | ー | レ | ス | テ | ィ | 山 | 形 | 山形県西置賜郡白鷹町    |
| ア       | ー   | レ | ス | テ | ィ | ウ | イ | ル | ミ             |
| ン       | ト   | ン | コ | ル | プ |   |   |   | 米国オハイオ州       |
| ア       | ー   | レ | ス | テ | ィ | メ | ヒ | カ | ー             |
| ナ       | S   | . | A | . | d | e | C | . | V             |
|         |     |   |   |   |   |   |   |   | メキシコ合衆国サカテカス州 |
| 広       | 州   | 阿 | 雷 | 斯 | 提 | 汽 | 車 | 配 | 件             |
| 有       | 限   | 公 | 司 |   |   |   |   |   | 中華人民共和国広東省    |
| 合       | 肥   | 阿 | 雷 | 斯 | 提 | 汽 | 車 | 配 | 件             |
| 有       | 限   | 公 | 司 |   |   |   |   |   | 中華人民共和国安徽省    |
| ア       | ー   | レ | ス | テ | ィ | イ | ン | ド | イ             |
| ン       | ディア | プ | ラ | イ | ベ | ー | ト | リ | ミ             |
| テ       | ッド  |   |   |   |   |   |   |   | インド共和国ハリヤナ州   |
| 株 式 会 社 | ア   | ー | レ | ス | テ | ィ | プ | リ | テ             |
|         |     |   |   |   |   |   |   |   | ック            |
|         |     |   |   |   |   |   |   |   | 静岡県浜松市中区      |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門        | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|---------------|-------------|
| ダイカスト事業 日本  | 2,051名 (331名) | 31名減 (32名減) |
| ダイカスト事業 北米  | 2,594名 (90名)  | 392名増 (2名増) |
| ダイカスト事業 アジア | 2,565名 (266名) | 29名減 (38名増) |
| アルミニウム事業    | 54名 (4名)      | 1名増 (2名減)   |
| 完成品事業       | 30名 (2名)      | 1名減 (1名増)   |
| 全社（共通）      | 79名 (3名)      | 3名減 (1名減)   |
| 合計          | 7,373名 (696名) | 329名増 (6名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 使用人数が当連結会計年度において329名増加しておりますが、主としてアーレスティメヒカーナS. A. de C. V.におけるダイカスト事業の拡大に伴う人員の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤務年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 862名 (108名) | 29名減 (15名増) | 41.3歳 | 14.4年  |

- (注) 使用人数には、当社から社外への出向者 (134名) を除き、社外から当社への出向者 (21名) を含めております。なお、使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入残高      |
|---------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 25,697百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 15,148    |
| 株式会社三井住友銀行    | 2,138     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 1,045     |
| 株式会社静岡銀行      | 656       |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 26,027,720株（うち自己株式203,748株）
- ③ 株主数 4,939名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                              | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行(株)（信託口）                                                       | 2,039   | 7.8     |
| 高 橋 新                                                                              | 915     | 3.5     |
| (株)三菱東京UFJ銀行                                                                       | 765     | 2.9     |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041                                         | 684     | 2.6     |
| 日 本 軽 金 属 (株)                                                                      | 657     | 2.5     |
| M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S                                        | 623     | 2.4     |
| T H E B A N K O F N E W Y O R K<br>- J A S D E C N O N - T R E A T Y A C C O U N T | 589     | 2.2     |
| ア ー レ ス テ ィ 取 引 先 持 株 会                                                            | 568     | 2.2     |
| ス ズ キ (株)                                                                          | 565     | 2.1     |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信託銀行(株)（信託口）                                                | 551     | 2.1     |
| 計                                                                                  | 7,961   | 30.8    |

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示してあります。  
 2. 持株比率は自己株式（203,748株）を控除して計算しております。  
 また、小数点第1位未満を切り捨てて表示してあります。

## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成27年3月31日現在)

| 発行決議日                  | 平成18年11月15日                     | 平成19年7月26日                      | 平成20年7月25日                       |          |        |          |         |
|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|----------|--------|----------|---------|
| 新株予約権の数                | 42個                             | 61個                             | 152個                             |          |        |          |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 4,200株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 6,100株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 15,200株<br>(新株予約権1個につき100株) |          |        |          |         |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                              | 無償                              | 無償                               |          |        |          |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)     | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)     | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)      |          |        |          |         |
| 権利行使期間                 | 平成18年12月1日から<br>平成48年11月30日まで   | 平成19年8月11日から<br>平成49年8月10日まで    | 平成20年8月19日から<br>平成50年8月18日まで     |          |        |          |         |
| 行使の条件                  | 注1                              | 注2                              | 注3                               |          |        |          |         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く)               | 新株予約権の数                         | 35個                              | 新株予約権の数  | 51個    | 新株予約権の数  | 109個    |
|                        |                                 | 目的となる株式数                        | 3,500株                           | 目的となる株式数 | 5,100株 | 目的となる株式数 | 10,900株 |
|                        | 監査役<br>(社外監査役を除く)               | 保有者数                            | 1名                               | 保有者数     | 1名     | 保有者数     | 1名      |
|                        |                                 | 新株予約権の数                         | 7個                               | 新株予約権の数  | 10個    | 新株予約権の数  | 43個     |
| 目的となる株式数               | 700株                            | 目的となる株式数                        | 1,000株                           | 目的となる株式数 | 4,300株 |          |         |
| 保有者数                   | 1名                              | 保有者数                            | 1名                               | 保有者数     | 2名     |          |         |

| 発行決議日                  | 平成21年7月24日                       | 平成22年7月12日                       | 平成23年7月20日                       |          |         |          |         |
|------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------|---------|----------|---------|
| 新株予約権の数                | 149個                             | 156個                             | 220個                             |          |         |          |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 14,900株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 15,600株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 22,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |          |         |          |         |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                               | 無償                               | 無償                               |          |         |          |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)      | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)      | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)      |          |         |          |         |
| 権利行使期間                 | 平成21年8月18日から<br>平成51年8月17日まで     | 平成22年7月29日から<br>平成52年7月28日まで     | 平成23年8月9日から<br>平成53年8月8日まで       |          |         |          |         |
| 行使の条件                  | 注4                               | 注5                               | 注6                               |          |         |          |         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く)                | 新株予約権の数                          | 98個                              | 新株予約権の数  | 108個    | 新株予約権の数  | 163個    |
|                        |                                  | 目的となる株式数                         | 9,800株                           | 目的となる株式数 | 10,800株 | 目的となる株式数 | 16,300株 |
|                        | 監査役<br>(社外監査役を除く)                | 保有者数                             | 1名                               | 保有者数     | 2名      | 保有者数     | 3名      |
|                        |                                  | 新株予約権の数                          | 51個                              | 新株予約権の数  | 48個     | 新株予約権の数  | 57個     |
| 目的となる株式数               | 5,100株                           | 目的となる株式数                         | 4,800株                           | 目的となる株式数 | 5,700株  |          |         |
| 保有者数                   | 2名                               | 保有者数                             | 2名                               | 保有者数     | 2名      |          |         |

| 発行決議日                  |                   | 平成24年7月24日                       | 平成25年7月22日                       | 平成26年7月28日                       |         |          |         |
|------------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------|----------|---------|
| 新株予約権の数                |                   | 220個                             | 240個                             | 486個                             |         |          |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 22,000株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 24,000株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 48,600株<br>(新株予約権1個につき100株) |         |          |         |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 無償                               | 無償                               | 無償                               |         |          |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)      | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)      | 新株予約権1個あたり100円<br>(1株あたり1円)      |         |          |         |
| 権利行使期間                 |                   | 平成24年8月9日から<br>平成54年8月8日まで       | 平成25年8月10日から<br>平成55年8月9日まで      | 平成26年8月20日から<br>平成56年8月19日まで     |         |          |         |
| 行使の条件                  |                   | 注7                               | 注8                               | 注9                               |         |          |         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                          | 163個                             | 新株予約権の数                          | 200個    | 新株予約権の数  | 416個    |
|                        |                   | 目的となる株式数                         | 16,300株                          | 目的となる株式数                         | 20,000株 | 目的となる株式数 | 41,600株 |
|                        |                   | 保有者数                             | 3名                               | 保有者数                             | 4名      | 保有者数     | 4名      |
|                        | 監査役<br>(社外監査役を除く) | 新株予約権の数                          | 57個                              | 新株予約権の数                          | 40個     | 新株予約権の数  | 70個     |
|                        |                   | 目的となる株式数                         | 5,700株                           | 目的となる株式数                         | 4,000株  | 目的となる株式数 | 7,000株  |
|                        |                   | 保有者数                             | 2名                               | 保有者数                             | 2名      | 保有者数     | 2名      |

注1：(1) 新株予約権者は、平成18年12月1日から平成48年11月30日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成47年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年12月1日から平成48年11月30日まで

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

注2：(1) 新株予約権者は、平成19年8月11日から平成49年8月10日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成48年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成48年8月11日から平成49年8月10日まで
  - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ  
(4) 前記注1の(4)に同じ  
(5) 前記注1の(5)に同じ

注3：(1) 新株予約権者は、平成20年8月19日から平成50年8月18日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成49年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成49年8月19日から平成50年8月18日まで
  - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ  
(4) 前記注1の(4)に同じ  
(5) 前記注1の(5)に同じ

注4：(1) 新株予約権者は、平成21年8月18日から平成51年8月17日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が平成50年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成50年8月18日から平成51年8月17日まで
  - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ  
(4) 前記注1の(4)に同じ  
(5) 前記注1の(5)に同じ

注5：(1) 新株予約権者は、平成22年7月29日から平成52年7月28日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成51年7月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成51年7月29日から平成52年7月28日まで

② 前記注1の(2)②に同じ

(3) 前記注1の(3)に同じ

(4) 前記注1の(4)に同じ

(5) 前記注1の(5)に同じ

注6：(1) 新株予約権者は、平成23年8月9日から平成53年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成52年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成52年8月9日から平成53年8月8日まで

② 前記注1の(2)②に同じ

(3) 前記注1の(3)に同じ

(4) 前記注1の(4)に同じ

(5) 前記注1の(5)に同じ

注7：(1) 新株予約権者は、平成24年8月9日から平成54年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成53年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成53年8月9日から平成54年8月8日まで

② 前記注1の(2)②に同じ

(3) 前記注1の(3)に同じ

(4) 前記注1の(4)に同じ

(5) 前記注1の(5)に同じ

注8：(1) 新株予約権者は、平成25年8月10日から平成55年8月9日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成54年8月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成54年8月10日から平成55年8月9日まで

② 前記注1の(2)②に同じ

- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

注9：(1) 新株予約権者は、平成26年8月20日から平成56年8月19日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成55年8月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成55年8月20日から平成56年8月19日まで

② 前記注1の(2)②に同じ

- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

注10：平成27年3月31日現在における当社監査役保有分には、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあった時に付与された以下のものが含まれております。

発行決議日平成18年11月15日 7個、発行決議日平成19年7月26日 10個、発行決議日平成20年7月25日 23個、  
発行決議日平成21年7月24日 31個、発行決議日平成22年7月12日 28個、発行決議日平成23年7月20日 37個、  
発行決議日平成24年7月24日 37個

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                       |
|----------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 高橋新   | 最高執行責任者                                                                                                                                                                                            |
| 取締役      | 石丸博   | 専務執行役員<br>管理本部長                                                                                                                                                                                    |
| 取締役      | 野中賢一  | 専務執行役員<br>製造本部長                                                                                                                                                                                    |
| 取締役      | 蒲生新市  | 常務執行役員<br>広州阿雷斯提汽车配件有限公司董事長兼總經理                                                                                                                                                                    |
| 取締役      | 原隆    | 日本軽金属ホールディングス(株)執行役員                                                                                                                                                                               |
| 常勤監査役    | 見目康夫  |                                                                                                                                                                                                    |
| 常勤監査役    | 古屋茂   |                                                                                                                                                                                                    |
| 監査役      | 早乙女唯夫 |                                                                                                                                                                                                    |
| 監査役      | 志藤昭彦  | (株)ヨロズ代表取締役会長<br>(株)ヨロズ栃木代表取締役会長<br>(株)ヨロズ大分代表取締役会長<br>(株)ヨロズ愛知代表取締役会長<br>(株)庄内ヨロズ代表取締役会長<br>(株)ヨロズエンジニアリング代表取締役会長<br>(株)ヨロズサービス代表取締役会長<br>Yorozu JBM Automotive Tamil Nadu Private Limited代表取締役会長 |

- (注) 1. 取締役原隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早乙女唯夫氏及び志藤昭彦氏は、社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。執行役員は9名で構成され、うち4名が取締役兼任であります。
4. 常勤監査役古屋茂氏及び監査役早乙女唯夫氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 常勤監査役古屋茂氏は、当社の決算手続及び財務諸表を作成する経理部を管轄する管理本部長として平成19年3月から平成25年3月までの6年間在籍しておりました。
  - 監査役早乙女唯夫氏は、税理士の資格を有しております。
5. 当社は、取締役原隆氏、監査役早乙女唯夫氏、監査役志藤昭彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額     |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 170百万円<br>(5) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(2) | 49百万円<br>(10) |
| 合 計                | 9名        | 219百万円        |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成26年6月19日開催の第93回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額35百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成26年6月19日開催に第93回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額6百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額 12百万円
 

|           |       |             |       |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 取 締 役 5 名 | 11百万円 | (うち社外取締役 1名 | 0百万円) |
| 監 査 役 4 名 | 1百万円  | (うち社外監査役 2名 | 0百万円) |
  - ・ストックオプションによる報酬額 32百万円
 

|           |       |
|-----------|-------|
| 取 締 役 4 名 | 27百万円 |
| 監 査 役 2 名 | 4百万円  |

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役原隆氏は、日本軽金属ホールディングス㈱の執行役員を兼務しております。なお、当社は日本軽金属ホールディングス㈱との取引はありませんが、子会社の日本軽金属㈱との間には副資材料の取引を行っておりますが、金額は僅少（売上高の0.1%未満）であります。
  - ・監査役志藤昭彦氏は、㈱ヨロズ、㈱ヨロズ栃木、㈱ヨロズ大分、㈱ヨロズ愛知、㈱庄内ヨロズ、㈱ヨロズエンジニアリング、㈱ヨロズサービス、Yorozu JBM Automotive Tamil Nadu Private Limitedの代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と上記8社との間には特別の関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|          | 取締役会（14回開催） |        | 監査役会（13回開催） |        |
|----------|-------------|--------|-------------|--------|
|          | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役原 隆   | 14回         | 100.0% | —           | —      |
| 監査役早乙女唯夫 | 14          | 100.0  | 13回         | 100.0% |
| 監査役志藤昭彦  | 12          | 85.7   | 11          | 84.6   |

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役原隆氏は、豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役早乙女唯夫氏は、税理士としての経験から必要に応じ専門的な見地から経理などについて発言をしております。

監査役志藤昭彦氏は、豊富な経験や見識から企業経営の健全性、コーポレートガバナンス等について発言をしております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役原隆氏は400万円又は法令が定める額のいずれか高い額、監査役早乙女唯夫氏と監査役志藤昭彦氏は400万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 61百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 61百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

##### ⑤ 子会社の会計監査人の状況

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス規程」及び「アーレスティグループ行動規範」を定め、取締役は自らの率先垂範と従業員への周知徹底を図る。
- ② 社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を統括するとともに、コンプライアンス委員会事務局をヒューマンリソース部に設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・運用を推進する。
- ③ 取締役管理本部長を責任者、経理部、経営企画部及びヒューマンリソース部を推進部署として、当社グループ全体の内部統制システムを構築・運用し、執行部門から独立した内部監査室による内部統制監査により、内部統制システムの有効性及び適法性を確保する。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンス違反行為に関する社内通報システムを整備し、「コンプライアンス通報要領」に基づきその運用を行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請等は断固として排除する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、AS (Ahresty Standard) に規定する「情報管理規程」・「機密情報管理規程」・「ITシステム管理規程」等に基づき、その定められた期間及び保存媒体に応じて適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存・管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 資金管理、資産活用、個別取引、事故・災害、その他企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・識別、分析・評価を行い、既存の個別リスクに対応した「与信管理規程」等のほかに総括的な「リスク管理規程」を定め、カテゴリーごとの管理責任者を決定し、同規程に従いリスク管理体制を構築・運用する。
- ② 不測の事態を想定した「緊急事態対応要領」を定め、不測の事態が発生した場合には、同要領に基づき、社長を本部長とする対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を構築・運用する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役相互に業務執行を監督するとともに取締役間の意思疎通を図り、職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎とする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行のうち部門に横断する重要な業務執行については、執行役員によって構成し原則として月2回開催される経営会議において審議を行い、その審議を経て執行している。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「職位・職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 経営管理については、「経営計画管理規程」及び「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、月1回開催される工場長会議のほか、必要に応じてモニタリングを行う。
  - ② グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、「コンプライアンス基本方針」、「アーレスティグループ行動規範」をグループ全体に適用し、これを基礎として、グループ各社が諸規程を制定・改定する。  
子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告する。
  - ③ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づきグループ会社の業務監査、内部統制システムの有効性についても評価を行う。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役補助者を置く。なお、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価等は、監査役と協議のうえ取締役会が決定することとし、監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役及び使用人は、監査役が出席する経営会議、工場長会議等の業務執行または業績に関する会議において、「経営会議規程」、「工場長会議規程」等に基づき業務または業績に影響を与える重要な事項を報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - ② 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき監査役と調整して内部監査計画を立て、内部監査の結果は監査役に都度報告する。
  - ③ 「コンプライアンス通報要領」に基づき、社内通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
  - ④ 監査役は、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査役会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び内部監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築・運用する。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の増大が最も重要な株主還元と位置づけております。利益配分につきましては、中長期的な事業発展のための財務体質と経営基盤の強化を図ることを考慮しつつ、適正な利益還元を行うことを基本方針とし、中長期の企業成長に必要な投資額及び配当性向を勘案したうえで、連結業績の動向も十分考慮した配当を行ってまいります。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり12円の配当（うち中間配当は6円）を実施することを決定いたしました。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当（基準日9月30日）をすることができる旨及び会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日                 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 平成26年11月12日<br>取締役会決議 | 154             | 6               |
| 平成27年5月8日<br>取締役会決議   | 154             | 6               |

#### (7) 会社の支配に関する基本方針

当社としては会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は重要な事項と認識しており、継続的に検討をしてまいります。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>48,464</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>48,502</b>  |
| 現金及び預金                 | 5,885          | 支払手形及び買掛金            | 14,388         |
| 受取手形及び売掛金              | 24,229         | 電子記録債務               | 6,548          |
| 電子記録債権                 | 1,450          | 短期借入金                | 6,187          |
| 商品及び製品                 | 4,166          | 1年内返済予定の長期借入金        | 11,806         |
| 仕掛品                    | 4,549          | 未払法人税等               | 777            |
| 原材料及び貯蔵品               | 3,887          | 賞与引当金                | 1,532          |
| 繰延税金資産                 | 828            | 役員賞与引当金              | 13             |
| その他                    | 3,468          | 製品保証引当金              | 196            |
| 貸倒引当金                  | △1             | その他                  | 7,051          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>100,367</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>38,225</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>88,133</b>  | 長期借入金                | 28,845         |
| 建物及び構築物                | 16,737         | 繰延税金負債               | 3,502          |
| 機械装置及び運搬具              | 49,570         | 退職給付に係る負債            | 4,816          |
| 工具器具備品                 | 8,127          | その他                  | 1,061          |
| 土地                     | 5,294          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>86,728</b>  |
| リース資産                  | 811            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| 建設仮勘定                  | 7,591          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>49,545</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,541</b>   | 資本金                  | 6,939          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>10,692</b>  | 資本剰余金                | 10,180         |
| 投資有価証券                 | 7,160          | 利益剰余金                | 32,730         |
| 繰延税金資産                 | 3,077          | 自己株式                 | △304           |
| その他                    | 454            | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>12,446</b>  |
| 貸倒引当金                  | △0             | その他有価証券評価差額金         | 3,468          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>148,831</b> | 為替換算調整勘定             | 9,301          |
|                        |                | 退職給付に係る調整累計額         | △324           |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>111</b>     |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>62,103</b>  |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>148,831</b> |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 売上高            | 138,727 |
| 売上原価           | 125,865 |
| 売上総利益          | 12,861  |
| 販売費及び一般管理費     | 10,340  |
| 営業利益           | 2,521   |
| 営業外収益          |         |
| 受取利息           | 18      |
| 受取配当金          | 127     |
| スクラップ売却益       | 141     |
| その他            | 184     |
| 営業外費用          |         |
| 支払利息           | 1,254   |
| 為替差損           | 50      |
| その他            | 66      |
| 経常利益           | 1,622   |
| 特別利益           |         |
| 固定資産売却益        | 51      |
| 補助金収入          | 99      |
| 特別損失           |         |
| 固定資産除売却損       | 121     |
| 税金等調整前当期純利益    | 1,651   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 812     |
| 法人税等調整額        | △215    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 1,054   |
| 当期純利益          | 1,054   |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         | 株主資本合計 |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 |        |
| 当 期 首 残 高                | 6,939   | 10,180    | 32,035    | △304    | 48,851 |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |         |           | △50       |         | △50    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 6,939   | 10,180    | 31,984    | △304    | 48,800 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           | △309      |         | △309   |
| 当 期 純 利 益                |         |           | 1,054     |         | 1,054  |
| 自 己 株 式 の 取 得            |         |           |           | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -       | -         | 745       | △0      | 744    |
| 当 期 末 残 高                | 6,939   | 10,180    | 32,730    | △304    | 49,545 |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |              |                           | 新株予約権 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-----------------------|-------------|--------------|---------------------------|-------|-----------|
|                          | その他有価証券評価差額           | 為 替 換 算 定 額 | 退職給付に係る調整累計額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |       |           |
| 当 期 首 残 高                | 2,540                 | 3,660       | △539         | 5,661                     | 79    | 54,592    |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |                       |             |              |                           |       | △50       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 2,540                 | 3,660       | △539         | 5,661                     | 79    | 54,541    |
| 当 期 変 動 額                |                       |             |              |                           |       |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |                       |             |              |                           |       | △309      |
| 当 期 純 利 益                |                       |             |              |                           |       | 1,054     |
| 自 己 株 式 の 取 得            |                       |             |              |                           |       | △0        |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 928                   | 5,640       | 215          | 6,784                     | 32    | 6,816     |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 928                   | 5,640       | 215          | 6,784                     | 32    | 7,561     |
| 当 期 末 残 高                | 3,468                 | 9,301       | △324         | 12,446                    | 111   | 62,103    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

15社

連結子会社は(株)アーレスティ栃木、(株)アーレスティ熊本、アーレスティウイルミントンCORP.、(株)アーレスティ山形、(株)アーレスティダイモールド浜松、(株)アーレスティダイモールド栃木、(株)アーレスティダイモールド熊本、タイアーレスティダイCO.,LTD.、(株)アーレスティテクノサービス、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、(株)アーレスティプリテック、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、アーレスティインディアプライベートリミテッド、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司であります。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称
- ・ 連結の範囲から除いた理由

タイアーレスティエンジニアリングCO.,LTD.

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

また、関連会社は存在しないため該当ありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

非連結子会社であるタイアーレスティエンジニアリングCO.,LTD. に対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)アーレスティテクノサービス、(株)アーレスティダイモールド浜松、(株)アーレスティダイモールド栃木、(株)アーレスティダイモールド熊本、タイアーレスティダイCO.,LTD.、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、(株)アーレスティプリテック、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び一部の連結子会社は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しており、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法により評価しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

工具器具備品に含まれる金型以外の有形固定資産…定額法

工具器具備品に含まれる金型…主として生産高比例法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

工具器具備品（生産高比例法を採用している金型を除く） 2～20年

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

###### ハ. 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

###### ニ. 製品保証引当金

将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）  
部分について成果の確実性が  
認められる工事

ロ. その他の工事 工事完成基準

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ取引  
ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金

b. ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建債権債務等

ハ. ヘッジ方針 変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつ、ヘッジ取引の実行管理を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債は、当社及び一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。また、一部の海外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

なお、消去差額が軽微である場合には、発生日を含む連結会計年度において一括償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が72百万円増加し、利益剰余金が50百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は508百万円です。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 120,363百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高 1,112百万円

(3) 総合型厚生年金基金に係る偶発債務

当社及び一部の連結子会社が加入する総合型厚生年金基金は、解散に向けた諸手続きを進めております。今後、基金解散に伴う費用負担が見込まれますが、現時点では不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 26,027千株     | 一千株          | 一千株          | 26,027千株     |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 203千株        | 0千株          | 一千株          | 203千株        |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ①配当金支払額等

| (決議)                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-----------------------|-------|-----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 平成26年5月9日<br>取締役会決議   | 普通株式  | 154             | 利益剰余金 | 6                | 平成26年3月31日 | 平成26年6月4日  |
| 平成26年11月12日<br>取締役会決議 | 普通株式  | 154             | 利益剰余金 | 6                | 平成26年9月30日 | 平成26年12月5日 |

## ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

| (決議)                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日     |
|---------------------|-------|-----------------|-------|------------------|------------|-----------|
| 平成27年5月8日<br>取締役会決議 | 普通株式  | 154             | 利益剰余金 | 6                | 平成27年3月31日 | 平成27年6月3日 |

## (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成18年11月15日<br>取締役会決議分 | 平成19年7月26日<br>取締役会決議分 | 平成20年7月25日<br>取締役会決議分 |
|------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                   | 普通株式                  | 普通株式                  |
| 目的となる株式の数  | 4,200株                 | 6,100株                | 15,200株               |
| 新株予約権の残高   | 42個                    | 61個                   | 152個                  |

|            | 平成21年7月24日<br>取締役会決議分 | 平成22年7月12日<br>取締役会決議分 | 平成23年7月20日<br>取締役会決議分 |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                  | 普通株式                  | 普通株式                  |
| 目的となる株式の数  | 14,900株               | 15,600株               | 22,000株               |
| 新株予約権の残高   | 149個                  | 156個                  | 220個                  |

|            | 平成24年7月24日<br>取締役会決議分 | 平成25年7月22日<br>取締役会決議分 | 平成26年7月28日<br>取締役会決議分 |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                  | 普通株式                  | 普通株式                  |
| 目的となる株式の数  | 22,000株               | 24,000株               | 48,600株               |
| 新株予約権の残高   | 220個                  | 240個                  | 486個                  |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金にかかる支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(4)会計処理基準に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ロ. 市場リスクの管理

当社グループは借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、管掌役員に報告しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

なお、国内連結子会社は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により、親会社を通じた借入金の調達をしておりますので、流動性リスクの管理は行っておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------|---------------------|----------|----------|
| (1) 現金及び預金    | 5,885               | 5,885    | —        |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 24,229              | 24,229   | —        |
| (3) 投資有価証券    | 7,029               | 7,029    | —        |
| 資産計           | 37,145              | 37,145   | —        |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 14,388              | 14,388   | —        |
| (2) 短期借入金     | 6,187               | 6,187    | —        |
| (3) 長期借入金     | 40,652              | 40,888   | 236      |
| 負債計           | 61,228              | 61,464   | 236      |
| デリバティブ取引 (*)  | (5)                 | (5)      | —        |

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

| 区分        | 取引の種類                     | 当連結会計年度（平成27年3月31日） |                          |             |               |
|-----------|---------------------------|---------------------|--------------------------|-------------|---------------|
|           |                           | 契約額等<br>（百万円）       | 契約額などの<br>うち1年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 評価損益<br>（百万円） |
| 市場取引以外の取引 | 金利スワップ<br>取引変動受取・<br>固定支払 | 930                 | 893                      | △5          | △5            |

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

| ヘッジ会計の方法    | 取引の種類                     | 主なヘッジ対象 | 当連結会計年度（平成27年3月31日） |                          |             |
|-------------|---------------------------|---------|---------------------|--------------------------|-------------|
|             |                           |         | 契約額など<br>（百万円）      | 契約額などの<br>うち1年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ<br>取引変動受取・<br>固定支払 | 長期借入金   | 3,676               | 3,151                    | (*)         |

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債の(3)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分       | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|----------|-----------------|
| 非上場株式    | 93              |
| 非連結子会社株式 | 36              |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 現金及び預金    | 5,885         | —                | —                 | —             |
| 受取手形及び売掛金 | 24,229        | —                | —                 | —             |
| 合計        | 30,115        | —                | —                 | —             |

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 長期借入金 | 11,806        | 27,399           | 1,446             | —             |

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,400円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円85銭    |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |  | 22,892 | 負 債 の 部                 |  | 27,986 |
|-------------|--|--------|-------------------------|--|--------|
| 流 動 資 産     |  | 22,892 | 流 動 負 債                 |  | 27,986 |
| 現金及び預金      |  | 2,695  | 支払手形                    |  | 1,520  |
| 受取手形        |  | 1,424  | 電子記録債権                  |  | 4,414  |
| 電子記録債権      |  | 1,434  | 買掛金                     |  | 6,031  |
| 売掛金         |  | 13,036 | 1年内返済予定の長期借入金           |  | 5,456  |
| 商品及び製品      |  | 752    | 未払金                     |  | 868    |
| 仕掛品         |  | 1,178  | 未払費用                    |  | 311    |
| 原材料及び貯蔵品    |  | 1,081  | 未払法人税等                  |  | 529    |
| 前払費用        |  | 84     | 未受入金                    |  | 21     |
| 繰延税金資産      |  | 354    | 預り金                     |  | 7,475  |
| 未収入金        |  | 772    | 賞与引当金                   |  | 681    |
| その他         |  | 77     | 役員賞与引当金                 |  | 12     |
| 貸倒引当金       |  | △1     | 製品保証引当金                 |  | 96     |
| 固 定 資 産     |  | 61,101 | その他                     |  | 567    |
| 有形固定資産      |  | 10,930 | 固 定 負 債                 |  | 13,320 |
| 建築物         |  | 3,071  | 長期借入金                   |  | 8,348  |
| 構築物         |  | 83     | 繰延税金負債                  |  | 1,707  |
| 機械及び装置      |  | 1,868  | 退職給付引当金                 |  | 3,089  |
| 車両運搬具       |  | 16     | その他                     |  | 174    |
| 工具器具備品      |  | 1,373  | 負 債 合 計                 |  | 41,307 |
| 土地          |  | 3,530  | 純 資 産 の 部               |  |        |
| リース資産       |  | 8      | 株 主 資 本                 |  | 39,129 |
| 建設仮勘定       |  | 977    | 資 本 金                   |  | 6,939  |
| 無 形 固 定 資 産 |  | 164    | 資 本 剰 余 金               |  | 9,999  |
| ソフトウェア      |  | 144    | 資 本 準 備 金               |  | 9,999  |
| その他         |  | 20     | 利 益 剰 余 金               |  | 22,495 |
| 投資その他の資産    |  | 50,006 | 利 益 準 備 金               |  | 393    |
| 投資有価証券      |  | 6,750  | そ の 他 利 益 剰 余 金         |  | 22,101 |
| 関係会社株式      |  | 43,042 | 配 当 準 備 積 立 金           |  | 120    |
| その他         |  | 212    | 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金       |  | 2,249  |
| 資 産 合 計     |  | 83,993 | 別 途 積 立 金               |  | 13,240 |
|             |  |        | 繰 越 利 益 剰 余 金           |  | 6,491  |
|             |  |        | 自 己 株 式                 |  | △304   |
|             |  |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |  | 3,445  |
|             |  |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |  | 3,445  |
|             |  |        | 新 株 予 約 権               |  | 111    |
|             |  |        | 純 資 産 合 計               |  | 42,686 |
|             |  |        | 負 債 純 資 産 合 計           |  | 83,993 |

# 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 73,193 |
| 売上原価         |     | 66,018 |
| 売上総利益        |     | 7,175  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 4,795  |
| 営業利益         |     | 2,379  |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 0   |        |
| 受取配当金        | 514 |        |
| 受取賃貸料        | 67  |        |
| 為替差益         | 109 |        |
| その他          | 98  | 791    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 150 |        |
| その他          | 12  | 162    |
| 経常利益         |     | 3,008  |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 1   |        |
| 補助金収入        | 8   | 10     |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産除売却損     | 14  | 14     |
| 税引前当期純利益     |     | 3,003  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 844 |        |
| 法人税等調整額      | △13 | 830    |
| 当期純利益        |     | 2,173  |

## 株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |       |              |       |             |               |            |             |              |      | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|-------|--------------|-------|-------------|---------------|------------|-------------|--------------|------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |              | 利益剰余金 | その他利益剰余金    |               |            |             |              | 自己株式 |             |
|                         |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合 計 |       | 配当準備<br>積立金 | 買換資産<br>圧縮積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
| 当 期 首 残 高               | 6,939   | 9,999 | 9,999        | 393   | 120         | 2,248         | 13,240     | 4,670       | 20,672       | △304 | 37,306      |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |         |       |              |       |             |               |            | △40         | △40          |      | △40         |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高   | 6,939   | 9,999 | 9,999        | 393   | 120         | 2,248         | 13,240     | 4,629       | 20,632       | △304 | 37,266      |
| 当 期 変 動 額               |         |       |              |       |             |               |            |             |              |      |             |
| 買換資産圧縮積立金の<br>取崩        |         |       |              |       |             | △106          |            | 106         | -            |      | -           |
| 税率変更による積立金<br>の調整額      |         |       |              |       |             | 108           |            | △108        | -            |      | -           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |       |              |       |             |               |            | △309        | △309         |      | △309        |
| 当 期 純 利 益               |         |       |              |       |             |               |            | 2,173       | 2,173        |      | 2,173       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |       |              |       |             |               |            |             |              | △0   | △0          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |       |              |       |             |               |            |             |              |      |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -     | -            | -     | -           | 1             | -          | 1,861       | 1,863        | △0   | 1,862       |
| 当 期 末 残 高               | 6,939   | 9,999 | 9,999        | 393   | 120         | 2,249         | 13,240     | 6,491       | 22,495       | △304 | 39,129      |

(単位：百万円)

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額<br>金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 2,467            | 2,467                  | 79        | 39,853    |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |                  |                        |           | △40       |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高   | 2,467            | 2,467                  | 79        | 39,813    |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |           |
| 買換資産圧縮積立金の<br>取崩        |                  |                        |           | -         |
| 税率変更による積立金の<br>調整額      |                  |                        |           | -         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                        |           | △309      |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        |           | 2,173     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                        |           | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 977              | 977                    | 32        | 1,010     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 977              | 977                    | 32        | 2,873     |
| 当 期 末 残 高               | 3,445            | 3,445                  | 111       | 42,686    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの
  - ・時価のないもの
- ③ たな卸資産

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- ③ リース資産

工具器具備品に含まれる金型以外の有形固定資産…定額法  
工具器具備品に含まれる金型…主として生産高比例法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 建物                         | 2～47年 |
| 機械及び装置                     | 2～20年 |
| 工具器具備品（生産高比例法を採用している金型を除く） | 2～20年 |

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 役員賞与引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
 数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。  
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤ 製品保証引当金 将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
 イ. 当事業年度末までの進捗部分 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）  
 について成果の確実性が認められる工事  
 ロ. その他の工事 工事完成基準
- (5) 重要なヘッジ会計の方法  
 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
 a. ヘッジ手段…金利スワップ取引  
 ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金  
 b. ヘッジ手段…為替予約  
 ヘッジ対象…外貨建債権債務等
- ③ ヘッジ方針 変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつヘッジ取引の実行管理を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項  
 ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が62百万円増加し、繰越利益剰余金が40百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は499百万円です。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 28,570百万円

### (2) 保証債務

① 関係会社の金融機関からの銀行借入等に対し保証を行っております。

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| アーレスティメヒカーナS. A. de C. V. | 20,531百万円 |
| 広州阿雷斯提汽车配件有限公司            | 5,842百万円  |
| アーレスティインディアプライベートリミテッド    | 1,242百万円  |
| 合肥阿雷斯提汽车配件有限公司            | 1,490百万円  |
| 計                         | 29,107百万円 |

② 関係会社の電子記録債権に係る債務に対し保証を行っております。

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 株式会社アーレスティ栃木      | 1,606百万円 |
| 株式会社アーレスティ山形      | 412百万円   |
| 株式会社アーレスティ熊本      | 130百万円   |
| 株式会社アーレスティテクノサービス | 231百万円   |

③ 総合型厚生年金基金に係る偶発債務

当社が加入する総合型厚生年金基金は、解散に向けた諸手続きを進めております。今後、基金解散に伴う費用負担が見込まれますが、現時点では不確定要素が多いため合理的に金額を算定することは困難であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 1,362百万円  |
| ② 短期金銭債務 | 11,184百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 4,249百万円  |
| ② 売上原価       | 33,840百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 41百万円     |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 602百万円    |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 203千株      | 0千株        | 一千株        | 203千株      |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

(百万円)

|              |        |
|--------------|--------|
| 繰延税金資産       |        |
| 未払費用         | 34     |
| 未払事業税        | 52     |
| 賞与引当金        | 225    |
| 退職給付引当金      | 1,000  |
| 減損損失         | 27     |
| 製品保証引当金      | 31     |
| その他          | 142    |
| 繰延税金資産小計     | 1,515  |
| 評価性引当額       | △103   |
| 繰延税金資産合計     | 1,411  |
| 繰延税金負債       |        |
| 買換資産圧縮積立金    | △1,077 |
| その他有価証券評価差額金 | △1,633 |
| その他          | △53    |
| 繰延税金負債合計     | △2,764 |
| 繰延税金負債の純額    | △1,352 |

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は147百万円減少し、法人税等調整額が19百万円減少し、その他有価証券評価差額金が166百万円増加しております。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種類                      | 会社名称                           | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容又は職業         | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%)         | 関連当事者との関係                                        | 取引の内容                     | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-------------------------|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------|---------------|-------|---------------|
| 子会社                     | 株式会社<br>アーレスティ<br>栃木           | 300               | アルミダイカスト<br>製品の製造 | 100                           | アルミ原材料を<br>当社より仕入、<br>ダイカスト製品<br>を当社へ売上<br>役員の兼任 | ダイカスト製品の<br>購入            | 21,074        | 買掛金   | 2,185         |
|                         |                                |                   |                   |                               |                                                  | 受取配当金                     | 234           | —     | —             |
|                         |                                |                   |                   |                               |                                                  | 資金の借入                     | 910           | 預り金   | 371           |
|                         |                                |                   |                   |                               |                                                  | 電子記録債権に係<br>る債務に対する<br>保証 | 1,606         | —     | —             |
|                         | 株式会社<br>アーレスティ<br>熊本           | 150               | アルミダイカスト<br>製品の製造 | 100                           | ダイカスト製品<br>を当社へ売上<br>役員の兼任                       | 資金の借入                     | 918           | 預り金   | 840           |
|                         | 株式会社<br>アーレスティ<br>山形           | 151               | アルミダイカスト<br>製品の製造 | 100                           | アルミ原材料を<br>当社より仕入、ダ<br>イカスト製品を<br>当社へ売上<br>役員の兼任 | 受取配当金                     | 96            | —     | —             |
|                         |                                |                   |                   |                               |                                                  | 資金の借入                     | 1,496         | 預り金   | 1,405         |
|                         | 株式会社<br>アーレスティ<br>テクノサービス      | 15                | 機械器具の製造           | 100                           | ダイカスト周辺部<br>品を当社へ売上<br>役員の兼任                     | 資金の借入                     | 1,421         | 預り金   | 1,371         |
|                         | 株式会社<br>アーレスティ<br>ダイモールド<br>浜松 | 266               | 精密金型の製造           | 100                           | ダイカスト金型<br>を当社へ売上<br>役員の兼任                       | ダイカスト用精密<br>金型等の購入        | 870           | 未払金   | 132           |
| 広州阿雷斯提汽<br>車配件有限公司      | 千中国元<br>543,326                | アルミダイカスト<br>製品の製造 | 100               | ダイカスト製品<br>を当社へ売上<br>役員の兼任    | 銀行借入に対する<br>債務保証                                 | 5,842                     | —             | —     |               |
| 株式会社<br>アーレスティ<br>ブリテック | 100                            | 軽金属製品の加工          | 100               | ダイカスト製品加<br>工代を当社へ売上<br>役員の兼任 | 資金の借入                                            | 2,518                     | 預り金           | 2,450 |               |

| 種類  | 会社名<br>の<br>等<br>称                 | 資本金又<br>は出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容<br>又<br>は職<br>業 | 議決権<br>等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当<br>事者<br>との<br>関係 | 取引の<br>内容                     | 取引金額<br>(百万円)      | 科目                  | 期末残高<br>(百万円)  |
|-----|------------------------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------|----------------|
| 子会社 | アーレスティ<br>メヒカーナ<br>S.A. de C.V.    | 百万ペソ<br>1,163         | アルミダイカスト<br>製品の製造         | 100                               | 役員の兼任                 | 銀行借入に対する<br>債務保証              | 20,531             | —                   | —              |
|     | アーレスティ<br>インディア<br>プライベート<br>リミテッド | 千ルピー<br>4,300,000     | アルミダイカスト<br>製品の製造         | 100                               | 役員の兼任                 | 銀行借入に対する<br>債務保証              | 1,242              | —                   | —              |
|     | 合肥阿雷斯提汽<br>車配件有限公司                 | 千中国元<br>476,779       | アルミダイカスト<br>製品の製造         | 100                               | 役員の兼任                 | 増資の引受<br><br>銀行借入に対する<br>債務保証 | 1,857<br><br>1,490 | 関係会社<br>株式<br><br>— | 6,632<br><br>— |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高のうち買掛金及び未払金には消費税等が含まれております。
2. 株式会社アーレスティ栃木からのダイカスト製品の購入、株式会社アーレスティダイモールド浜松からのダイカスト用精密金型等の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格交渉の上決定しております。
3. 資金の借入については、連結グループ内における効率的な資金運用を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。また、取引金額については期中平均残高によっております。
4. 広州阿雷斯提汽車配件有限公司、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、アーレスティインディアプライベートリミテッド及び合肥阿雷斯提汽車配件有限公司に対する債務保証は、株式会社みずほ銀行等からの融資に対して保証したものであります。また、株式会社アーレスティ栃木の電子記録債権に係る債務に対して保証をしております。
5. 増資の引受は、各子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,648円 66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円 16銭    |

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 アーレスティ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三 | 浦 | 智 | 志 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 | 橋 | 篤 | 史 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アーレスティの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アーレスティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 アーレスティ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三 | 浦 | 智 | 志 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 | 橋 | 篤 | 史 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アーレスティの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月27日

|            |       |
|------------|-------|
| 株式会社アーレスティ | 監査役会  |
| 常勤監査役 見 目  | 康 夫 ㊟ |
| 常勤監査役 古 屋  | 茂 ㊟   |
| 社外監査役 早乙女  | 唯 夫 ㊟ |
| 社外監査役 志 藤  | 昭 彦 ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用するため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うと共に、改正会社法により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするための定款の一部変更を行うものです。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ています。

また、本定款変更は本総会終結のときに効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;<br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会<br/>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員会</u></p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(定員)<br/>第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。<br/>          &lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)<br/>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2)           &lt;条文省略&gt;<br/>(3)           &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>                  &lt;新設&gt;</p> <p>                  &lt;新設&gt;</p> <p>                  &lt;新設&gt;</p> <p>(報酬等)<br/>第21条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(定員)<br/>第18条 当社の取締役は、<u>13</u>名以内とする。<br/>(2) <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)<br/>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u><br/>                  &lt;現行どおり&gt;<br/>                  &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)<br/>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(4) <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p> <p>(報酬等)<br/>第21条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役)<br/>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(役付取締役)<br/>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。ほかに取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第24条 &lt;条文省略&gt;<br/>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br/>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第26条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>(代表取締役)<br/>第22条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(役付取締役)<br/>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定する。ほかに<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第24条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役に<br/>対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)<br/>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第28条～第29条 &lt;条文省略&gt;<br/>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は400万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(定員)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。<br/>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>(2) 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第29条～第30条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は400万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第36条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の経緯をしない監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> | <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯をしない監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第35条 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(2) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 &lt;条文省略&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u><br/>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第43条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 &lt;条文省略&gt;<br/>&lt;新設&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 &lt;現行どおり&gt;<br/>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。<br/>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第39条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 &lt;現行どおり&gt;<br/>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/> 当社は、<u>第94回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>株式の数 |
|-------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | たか かし<br>高橋 新<br>(昭和30年11月2日生)  | 昭和54年4月 当社入社<br>昭和61年10月 アーレスティウイルミントン取締役就任<br>昭和62年6月 当社取締役就任<br>平成6年5月 アーレスティウイルミントン取締役会長就任<br>平成7年6月 当社専務取締役就任<br>平成9年6月 当社代表取締役副社長就任<br>平成9年10月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>平成13年6月 京都ダイカスト工業(株)取締役就任<br>平成13年7月 当社執行役員<br>平成15年6月 当社上席執行役員<br>平成17年6月 当社最高執行責任者（現任）                     | 915,021株     |
| 2     | いし まる<br>石丸 博<br>(昭和31年12月28日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成9年8月 アーレスティウイルミントン代表取締役社長就任<br>平成13年3月 当社国際業務室長兼技術部長<br>平成13年7月 当社執行役員<br>平成15年5月 当社中国プロジェクト部長<br>平成15年9月 広州阿雷斯提汽车配件有限公司董事長総経理就任<br>平成19年3月 当社執行役員<br>平成22年4月 当社品質保証本部長<br>平成22年6月 当社取締役就任（現任）<br>平成23年4月 当社常務執行役員<br>平成23年6月 当社専務執行役員（現任）<br>平成25年4月 当社管理本部長（現任） | 3,600株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3         | の なか けん いち<br>野 中 賢 一<br>(昭和24年1月28日生) | 昭和42年4月 当社入社<br>平成3年6月 (株)アーレスティ熊本取締役管理部長<br>平成6年7月 当社品質管理部長兼TQM推進室長<br>平成11年1月 当社業務管理部長<br>平成11年5月 当社業務管理部長兼経営企画室長<br>平成13年3月 アーレスティウイルミントン代表取締役社長<br>就任<br>平成13年7月 当社執行役員<br>平成17年1月 当社上席執行役員<br>当社豊橋工場長<br>平成17年6月 当社執行役員<br>平成20年10月 アーレスティウイルミントン代表取締役社長<br>就任<br>平成23年1月 当社製造本部長(現任)<br>平成23年4月 当社常務執行役員<br>平成23年6月 当社取締役就任(現任)<br>当社専務執行役員(現任) | 8,500株       |
| 4         | が もう しん いち<br>蒲 生 新 市<br>(昭和30年8月18日生) | 昭和57年10月 菅原精密工業(株)(現(株)アーレスティ山形)<br>入社<br>平成14年5月 同社取締役工場長<br>平成20年4月 (株)アーレスティ山形代表取締役就任<br>平成23年10月 当社執行役員<br>広州阿雷斯提汽车配件有限公司董事長総経理<br>就任(現任)<br>平成25年4月 当社常務執行役員(現任)<br>平成25年6月 当社取締役就任(現任)                                                                                                                                                          | 1,100株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                   | 所有する<br>株式の数 |
|-------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5     | ※<br>かね た なお ゆき<br>金 田 尚 之<br>(昭和39年4月26日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成18年6月 当社西日本ダイカスト営業部長<br>平成19年3月 当社執行役員<br>当社営業本部副本部長兼ダイカスト営業部長<br>平成20年5月 当社営業本部長(現任)<br>平成23年4月 当社常務執行役員(現任) | 10,500株      |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | けん むく やす お夫<br>見 目 康 夫<br>(昭和21年8月14日生)   | 昭和40年4月 当社入社<br>平成2年1月 (株)アーレスティ熊本取締役就任<br>平成7年12月 アーレスティウイルミントン取締役就任<br>平成11年1月 (株)アーレスティ栃木取締役就任<br>平成12年1月 菅原精密工業(株) (現(株)アーレスティ山形) 取締役就任<br>平成15年6月 (株)アーレスティ山形代表取締役社長就任<br>平成20年6月 当社常勤監査役就任 (現任)                                                                                                                                                                                         | 1,100株             |
| 2     | き おと め ただ お夫<br>早 乙 女 唯 夫<br>(昭和8年1月15日生) | 昭和53年3月 税理士登録<br>平成14年6月 当社監査役就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 一株                 |
| 3     | し とう あき ひこ<br>志 藤 昭 彦<br>(昭和18年1月30日生)    | 昭和43年4月 萬自動車工業(株) (現(株)ヨロズ) 入社<br>昭和58年6月 同社取締役就任<br>平成4年6月 同社代表取締役専務就任<br>平成8年6月 同社代表取締役副社長就任<br>平成10年6月 同社代表取締役社長就任<br>平成13年6月 同社代表取締役社長、最高経営責任者兼最高執行責任者<br>平成19年6月 当社監査役就任 (現任)<br>平成20年6月 (株)ヨロズ代表取締役会長就任 (現任)<br>最高経営責任者 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ヨロズ、(株)ヨロズ栃木、(株)ヨロズ大分、(株)ヨロズ愛知、<br>(株)庄内ヨロズ、(株)ヨロズエンジニアリング、(株)ヨロズサービス、Yorozu JBM Automotive Tamil Nadu Privete Limitedの<br>代表取締役会長 | 29,200株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>株式数 |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | はまむらしょうぞう<br>浜村承三<br>(昭和29年8月4日生) | 昭和56年4月 日本軽金属(株)入社<br>昭和61年4月 アルキャンオーストラリア社出向<br>平成13年10月 日本軽金属(株)メタル合金事業部営業部長<br>平成19年4月 日軽エムシーアルミ(株)執行役員、営業部長<br>平成20年9月 日軽エムシーアルミタイ社代表取締役社長就任<br>平成22年2月 日軽エムシーアルミ(株)環境安全衛生統括室長<br>平成22年4月 同社代表取締役就任(現任)<br>平成27年4月 日本軽金属ホールディングス(株)執行役員(現任)<br>日本軽金属(株)取締役常務執行役員就任(現任) | 一株          |

- (注) 1. 監査等委員会設置会社へ移行に伴い候補者全員は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 早乙女唯夫氏、志藤昭彦氏及び浜村承三氏は、社外取締役候補者であります。
4. 早乙女唯夫氏及び志藤昭彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 浜村承三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
6. 早乙女唯夫氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となること以外で直接経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有し、長年にわたる税理士としての経験と見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に実施していただけるものと判断し選任をお願いするものであります。
7. 志藤昭彦氏及び浜村承三氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に実施していただけるものと判断し選任をお願いするものであります。
8. 早乙女唯夫氏及び志藤昭彦氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本会議終結の時をもって早乙女唯夫氏が13年、志藤昭彦氏が8年になります。
9. 各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、400万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額200百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額60百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額70百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は4名（うち社外監査役2名）ですが、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定の件

### 1. 提案の理由

平成26年6月19日開催の当社第93回定時株主総会におきまして、当社の取締役報酬額及び監査役報酬額は、年額の取締役報酬及び監査役報酬とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権の総数の上限を、新株予約権を割り当てる日における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により算出した公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が取締役（社外取締役を除く。）については年額35百万円、監査役（社外監査役を除く。）については年額6百万円以内となる範囲内の個数とする旨のご承認をいただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、年額の取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬及び監査等委員である取締役報酬とは別枠として、経済情勢等諸般の事情も考慮し、ストックオプションとしての新株予約権の総数の上限を、新株予約権を割り当てる日における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により算出した公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が、監査等委員であるものを除く取締役（社外取締役を除く。）については年額45百万円、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）については年額8百万円以内となる範囲内の個数とする旨の改定をご承認いただきたく存じます。

なお、第1号議案、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）となります。

当社は、本制度により、長期的な業績発展への貢献が報酬に反映されるとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有できること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

### 2. 新株予約権の具体的な内容

ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容は、次のものといたしたく存じます。

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

##### 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権を割り当てる日における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により算出した公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が監査

等委員であるものを除く取締役（社外取締役を除く。）については年額45百万円、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）については年額8百万円以内となる範囲内の個数とします。

#### 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

#### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とします。

#### ③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内とします。

#### ④ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

#### ⑤ 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権者が当社の取締役の地位を有する時は新株予約権を行使することができないものとします。
- (ロ) 新株予約権者が上記③に定められる新株予約権を行使することができる期間の最終日の1年前の応当日まで当社の取締役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、当該応当日の翌日より③に定められる新株予約権を行使することができる期間の最終日まで新株予約権を行使することができるものとします。
- (ハ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案、又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- (ニ) その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

以上

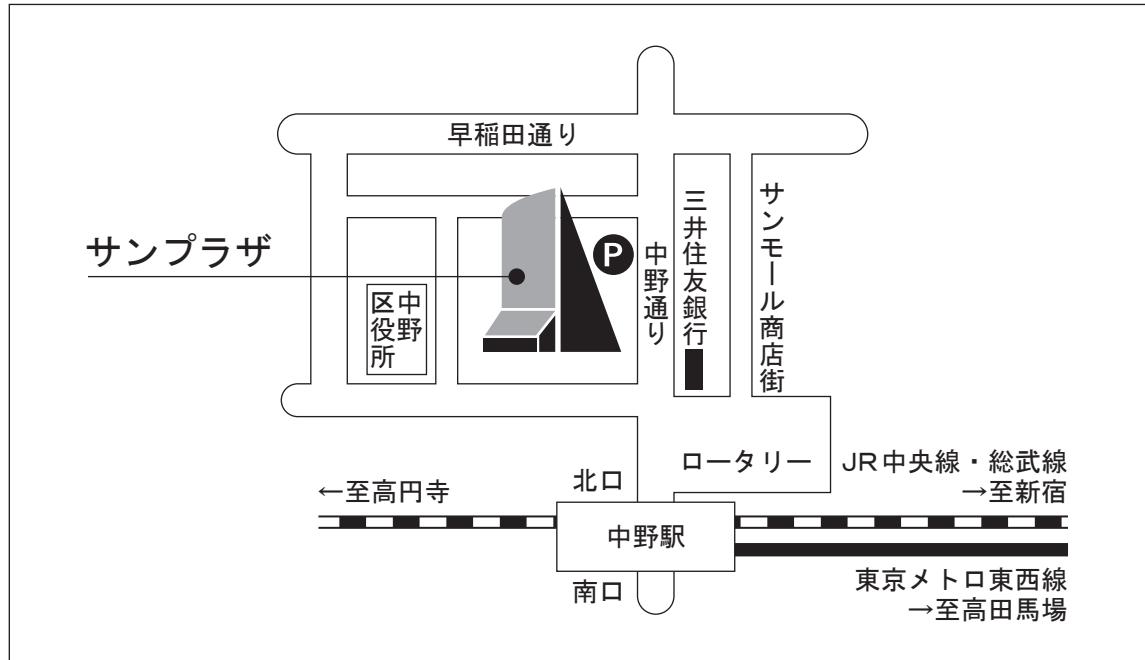






## 株主総会会場ご案内図

株式会社中野サンプラザ 13階コスモルーム  
東京都中野区中野四丁目1番1号  
TEL. (03) 3388-1151 (代)



- JR中央線・総武線中野駅北口徒歩1分
- 東京メトロ東西線中野駅北口徒歩1分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので、  
最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。